

税関で2万個/年 差し止めてみた



中村合同特許法律事務所
弁護士・弁理士 外村玲子(とのむら れいこ)



輸入差止申立制度とは

知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権）を有する者または不正競争差止請求権者が、

侵害品が輸入されようとする場合に、

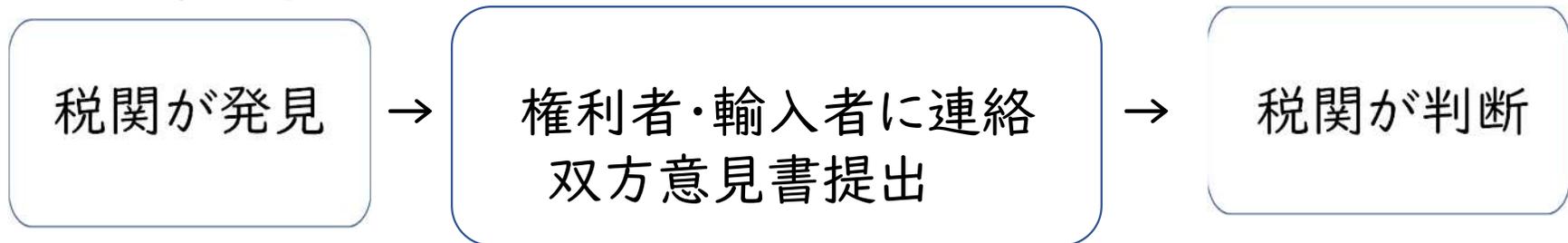
税関長に対し、

当該貨物の輸入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てる制度

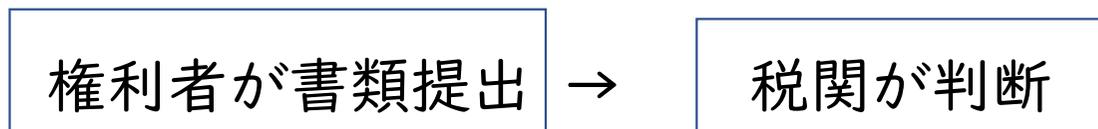
（関税法第69条の13、同法施行令第62条の17の規定）

しくみ 2パターン

1 認定手続き



2 輸入差止申立て・簡素化手続き



疎明資料
識別ポイント
申立書

輸入者が争う場合、権利者は意見書提出

権利者にとってのメリット

- 侵害品の拡散を効果的に防止
- 輸入者及び輸出者の住所（所在地）及び氏名（社名）が開示される
- 全国の税関（函館税関、東京税関、横浜税関、大阪税関、名古屋税関、神戸税関、門司税関、長崎税関、沖縄地区税関）でチェックしてもらえるため、地理的範囲の効果が大きい

効果を最大限にするために

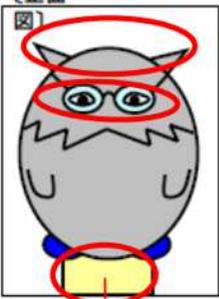
▷税関職員の方向け識別研修に参加する

販売状況と差止実績の分析

▷識別ポイントはシンプルにかつしぼる

税関でアンケート実施

▷ブランドのロゴマークの変更、製品のデザイン変更の都度、識別ポイントをアップデート

	真正商品	侵害品
刻印 1	<p>〔正面図〕</p>  <p>「CUSTOM」の文字</p> <p>① フィギュアの両耳部が近接している。 ② めがねの色が薄黄色である。 ③ 正面上部にブランド名「CUSTOMS」の刻印がある。</p>	<p>〔正面図〕</p>  <p>文字がない</p> <p>① フィギュアの両耳部が離れている。 ② めがねの色が薄水色である。 ③ ブランド名の刻印がない。又は異なる刻印がある。</p>

差止回避工作事例

事例1 靴の中敷きの中に商標権を侵害する腕時計を隠匿していた事例。



(開披した状況)



(収納物を取り出した状況)

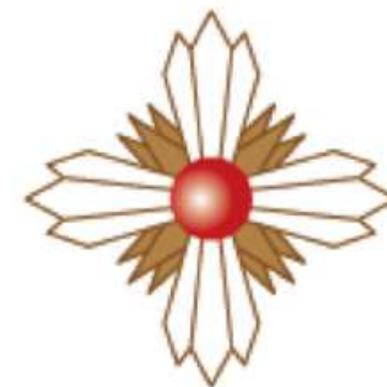


(靴の中敷きの間から腕時計を発見)



(商標権を侵害する腕時計を発見)

税関差止制度をさらに活用



刑事手続

輸入者の居住地を管轄する警察署（生活安全課）に協力依頼
鑑定書を警察に提出 / 供述調書を作成してもらう
被疑者/被告人の弁護人と示談交渉

民事手続

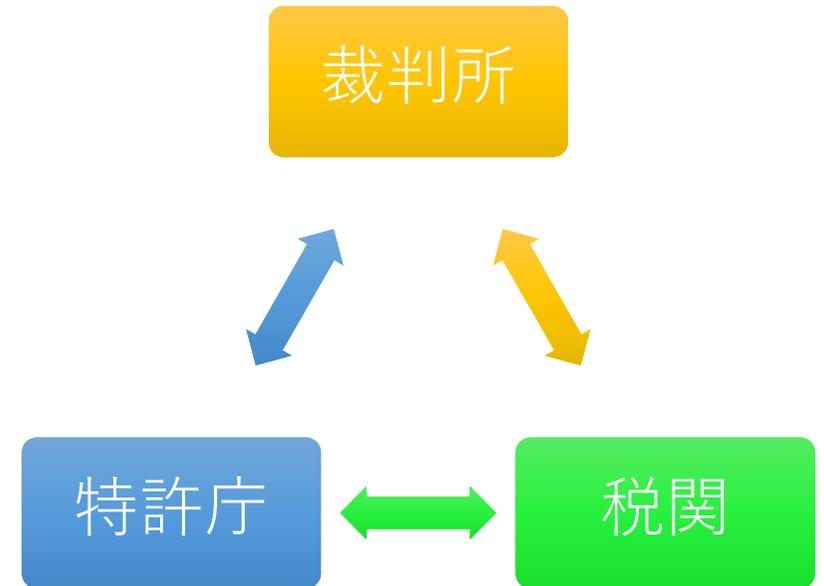
商標権侵害/著作権侵害 など

仮処分 本案訴訟

判決→同種の疑義貨物の税関差止をサポートする資料に

ポイント

- 税関の情報から訴訟手続きへ
- 侵害品の状況を見て、商標登録出願の指定商品を依頼者に提案
- 刑事事件につなげることで損害を部分的に取り戻すことができる可能性を探る



ご清聴ありがとうございました